

理事会 会議資料

(令和4年度第5回)

令和5年3月28日(火)

社会福祉
法 人 神栖市社会福祉協議会

令和4年度 第5回 神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：令和5年3月28日(火)

午前10時00分から

場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議 事

議案第1号 評議員選任・解任委員会委員の選任について

議案第2号 令和5年度 神栖市社会福祉協議会事業計画（案）について

議案第3号 令和5年度 社会福祉事業区分収支予算（案）について

議案第4号 令和5年度 公益事業区分収支予算（案）について

議案第5号 事務局職員就業規則の一部改正（案）について

議案第6号 令和4年度第3回評議員会の招集について

報告第1号 ことばと発達の相談室事業実施要項について

報告第2号 災害ボランティアセター立ち上げマニュアルの一部改訂について

5. 閉 会

議案第1号 評議員選任・解任委員会委員の選任について

<提案理由>

本会の評議員選任・解任委員会委員は監事2名、外部委員2名、事務局職員1名の計5名を任命しておりますが、うち2名（監事1名、外部委員1名）が欠員となっておりますので、後任の委員を定款第9条第3項に基づき、理事会において新たに委員を選出するものです。ご審議の上、決議願います。

令和5年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和5年3月28日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和4年度 第5回 理事会

評議員選任・解任委員会委員の選任について（案）

No.	前任者氏名	後任委員選考案	
		氏名	選出区分（所属・役職等）
1	徳永 正克	森本 政一	本会監事（地域福祉関係者） ※令和5年1月10日就任
2	人見 隆	今郡 利夫	学識経験者（前副会長）

<参考>

評議員選任・解任委員名簿（任期：令和3年3月29日～令和7年3月28日）

No.	委員の構成	委員氏名	所属・役職等
1	監事	中山 照明	本会監事（学識経験者）
2	〃		本会監事（地域福祉関係者） 前任者：徳永 正克
3	外部委員	高安 俊昭	学識経験者（元本会常務理事）
4	〃		学識経験者 前任者：人見 隆（元本会副会長）
5	事務局職員	橘田 勝	本会事務局長

議案第2号 神栖市社会福祉協議会 令和5年度事業計画(案)について

<提案理由>

「第5次地域福祉活動計画（令和2年度～6年度）」に基づき、令和5年度本会事業計画(案)を、別添「令和5年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり作成しました。

審議の上、決議願います。

令和5年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和5年3月28日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和4年度 第5回 理事会

議案第3号 令和5年度 社会福祉事業区分 収支予算(案)について

議案第4号 令和5年度 公益事業区分 収支予算(案)について

<提案理由>

令和5年度事業計画に基づき、社会福祉事業区分及び公益事業区分の令和5年度収支予算(案)を、別添「令和5年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり編成しました。

なお予算編成にあたり、神栖市からの法人運営費助成金にについて、社協職員設置費助成金、社協運営費助成金、社協事業費助成金の助成要望を行った結果、いずれの助成金についても要望額(助成金総額116,269千円。前年比828千円増)のとおり内示を頂いております。審議の上、決議願います。

審議の上、決議願います。

令和5年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和5年3月28日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和4年度 第5回 理事会

議案第 5 号 事務局職員就業規則の一部改正(案)について

<提案理由>

「神栖市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」が令和 5 年 4 月 1 日から施行され、正職員の定年年齢が 6 5 歳まで段階的に引き上げられることとされましたので、本会正職員の定年年齢について、市職員と同様、段階的に引き上げを図るものです。

改正案は次項のとおりです。審議の上、決議願います。

令和 5 年 3 月 2 8 日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和 5 年 3 月 2 8 日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和 4 年度 第 5 回 理事会

事務局職員就業規則改正案（※取消線・削除。赤字・追加または修正）

改正前の条文	改正後の条文（案）												
<p>(定 年) 第 32 条 職員の定年は、60歳とし、満60歳到達直後の3月31日をもって定年とする。</p>	<p>(定 年) 第 32 条 職員の定年は、60歳職員の生年月日に応じて次表に掲げるとおりとし、満60歳定年年齢到達直後の3月31日をもって定年とする。</p> <table border="1" data-bbox="807 571 1398 1019"> <thead> <tr> <th>職員の生年月日</th> <th>定年年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和38年4月2日 ～昭和39年4月1日生</td> <td>61歳</td> </tr> <tr> <td>昭和39年4月2日 ～昭和40年4月1日生</td> <td>62歳</td> </tr> <tr> <td>昭和40年4月2日 ～昭和41年4月1日生</td> <td>63歳</td> </tr> <tr> <td>昭和41年4月2日 ～昭和42年4月1日生</td> <td>64歳</td> </tr> <tr> <td>昭和42年4月2日 ～昭和43年4月1日生</td> <td>65歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>附則 18 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 (改訂第140号)</p>	職員の生年月日	定年年齢	昭和38年4月2日 ～昭和39年4月1日生	61歳	昭和39年4月2日 ～昭和40年4月1日生	62歳	昭和40年4月2日 ～昭和41年4月1日生	63歳	昭和41年4月2日 ～昭和42年4月1日生	64歳	昭和42年4月2日 ～昭和43年4月1日生	65歳
職員の生年月日	定年年齢												
昭和38年4月2日 ～昭和39年4月1日生	61歳												
昭和39年4月2日 ～昭和40年4月1日生	62歳												
昭和40年4月2日 ～昭和41年4月1日生	63歳												
昭和41年4月2日 ～昭和42年4月1日生	64歳												
昭和42年4月2日 ～昭和43年4月1日生	65歳												

議案第6号 令和4年度第3回評議員会の招集について

<提案理由>

定款第14条の規定に基づき、令和4年度第3回評議員会を、以下のとおり招集することについて、審議の上決議願います。

本件については、第4回理事会（令和5年1月26日）で決議いただいておりますが、開催日時及び議事案件が確定しましたので改めてお諮りするものです。

審議の上、決議願います。

令和4年度第3回評議員会

開催日時 令和5年3月28日（火）午後2時00分から

開催場所 神栖市保健・福祉会館 研修室

議事案件 議案第1号 令和5年度神栖市社会福祉協議会事業計画(案)の承認

議案第2号 令和5年度社会福祉事業区分 収支予算(案)の承認

議案第3号 令和5年度公益事業区分 収支予算(案)の承認

招集予定 評議員31名

令和5年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和5年3月28日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和5年度 第4回 理事会

報告第1号 ことばと発達の相談室事業実施要項について

<報告理由>

標記事業は、言葉や発達に不安を抱える児童に対し専門的な助言や訓練を受けられるよう言語聴覚士との委託契約により平成元年に本会自主事業として開始しました。

開始当初、市内にこうした事業はなく、先駆的な取り組みとして継続してまいりましたが、現在は神栖市が類似の事業「おはなし広場（教育指導課）」、「言語訓練事業（障がい福祉課）」を公制度として創設しており、支援環境は大きく進展してきております。

このことから、本会では標記事業について一定の役割は果たしたものと見解に至り、標記事業は発展的に終了させ、以後は全て公制度に移行すべく、市関係各課と協議を進めてきました。

その結果、標記事業対象者のうち公制度へ移行可能な対象者については令和5年度から市へ引継ぐことが決定しました。ただし、現時点で公制度への移行が困難な学齢児童（満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで）については、市が移行に向けた準備を進めるため、令和5年度1年間のみ本会に事業を継続実施してほしいと要請がありましたので、本会は対象を学齢児童に限定し、1年間の事業継続を決定しました。

以上のことから、利用対象者を明確化すべく、要項を制定しましたので報告いたします。今後も市関係各課と協議を続け、全ての利用者が不利益を被ることなく公制度への円滑な移行を果たせるよう努めてまいります。

令和5年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 ことばと発達の相談室事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が実施する市内の言語障害等のある児童とその保護者への助言及び指導をすることにより社会的自立を助長し、福祉の増進を図るための事業について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び実施主体)

第2条 事業の名称は、ことばと発達の相談室（以下、「相談室」という。）とし、実施主体は、本会とする。但し、事業運営については、言語聴覚士等に委託することができる。

(事業内容)

第3条 相談室は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある児童を対象とした言語訓練
- (2) 言語訓練に必要な検査及び助言、指導
- (3) その他必要と認められる業務

(対象者)

第4条 相談室の対象者は、市内に住所を有し、音声機能、言語機能又は聴覚に障害等のある学齢児童（満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者）とする。但し、会長が適当と認めた者にあつてはこの限りでない。

(利用手続き)

第5条 相談室を利用しようとする者は、ことばと発達の相談室利用申請書（様式第1号）に必要書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請書を受理したときは、その可否を決定し、ことばと発達の相談室利用決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(利用料金)

第6条 相談室の利用料金は、1回一人当たり500円とする。

(事業の報告)

第7条 事業の実施に当たって、第2条の規定により事業の委託を受けた者は、毎月の利用状況をことばと発達の相談室実施状況報告書（様式第3号）により本会に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。

報告第2号 災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルの一部改訂について

<報告理由>

市内で大規模な災害が発生したとき、応急対策を迅速かつ的確に実施するためボランティアによる支援が必要であると認められる場合に、神栖市との協議により社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターについては、平成21年に「災害ボランティアセンター立ち上げマニュアル」としてまとめ、これまで3度の改訂を行ってきましたが、今回、神栖市地域防災計画の改訂にあわせ内容を再点検し、一部改訂を行いましたので、改訂後のマニュアル提出をもって報告いたします。

令和5年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

<資料> 関係法令、本会定款、規程等（抜粋）

< 定 款（令和4年3月改訂） >

（評議員の選任及び解任）

第9条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局職員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

（評議員会の権限）

第12条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
- （4）予算及び事業計画の承認

（評議員会の招集）

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

（評議員会の決議）

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

（理事会の構成）

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（理事会の議長）

第29条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

（理事会の決議）

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（理事会の議事録）

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（事業計画及び収支予算）

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（会計年度）

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

< 経理規程 (令和2年10月改訂) >

(予算の基準)

- 第12条 本会は、毎会計年度、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき資金収支予算を作成する。
- 2 予算は、第4条第5項に定める拠点区分ごとに編成し、収入支出の予算額は勘定科目ごとに設定する。
 - 3 拠点区分にサービス区分を設定している場合には、サービス区分ごとに予算を編成することができる。

(予算の事前作成)

- 第13条 前条の予算は、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の決議を経、評議員会の承認を得なければならない。

(予備費の計上)

- 第15条 予測しがたい支出予算の不足を補うため、理事会の決議を経、評議員会の承認を得て支出予算に相当額の予備費を計上することができる。

< 事務局職員就業規則 (令和5年2月改訂) >

(目的)

- 第1条 この規則は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員の就業に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 この規則に定めるもののほか、職員の就業に関する事項は、労働基準法その他の法令等の定めるところによる。

(職員の定義)

- 第2条 この規則において職員とは、第2章に定める手続きにより採用され、常時本会の業務に従事する正職員をいう。
- 2 前項の職員以外の常勤・非常勤職員に関する就業規則は別に定める。